

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく 陽百合園（就労継続支援B型）運営規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人英集会（以下「事業者」という。）が設置する陽百合園（以下「事業所」という）において実施する、指定障害福祉サービス事業の就労継続支援B型（以下「指定就労継続支援B型」という。）において適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定就労継続支援B型の円滑な運営を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った適切な指定就労継続支援B型の提供を確保することを目的とする。

（運営方針）

第2条 指定就労継続支援B型の実施にあたって、事業所は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者に対して、生産活動その他の活動の機会を通じて、就労に必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものとする。

2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号以下「法」という。）及び「岐阜市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」（平成24年岐阜市条例第64号）に定める内容のほかその他の関係法令等を遵守し、指定就労継続支援B型を実施するものとする。

（事業所の名称等）

第3条 指定就労継続支援B型を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1）名称 陽百合園（ひなゆりえん）
- （2）所在地 岐阜県岐阜市安食1228番地

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第4条 職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- ・管理者 1名（常勤職員）

管理者は、職員の管理、サービスの利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定就労継続支援B型の実施

に関し、事業所の職員に対し遵守させるため必要な指揮命令を行う。

- ・サービス管理責任者 1名（常勤職員）

サービス管理責任者は次の業務を行う。

（1）適切な方法により、利用者の有する能力、置かれている環境及び日常生活全般の状況等の

評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容

を

検討すること。

(2) アセスメント及び支援内容の検討に基づき、事業所が提供する指定就労継続支援B型以外

の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて、利用者の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定就労継続支援B型の事業ごとに目標及びその達成時期、サービスを提供する上での留意事項を記載した就

労

継続支援B型計画（以下、「指定就労継続支援B型計画」という。）の原案を作成すること。

(3) 指定就労継続B型支援計画の原案の内容を利用者に対して説明し、文書により利用者の

同

意を得た上で、作成した指定就労継続支援B型計画を記載した書面（以下「指定就労継続支援B型計画書」という。）を利用者に交付すること。

(4) 指定就労継続支援B型計画作成後、指定就労継続支援B型計画の実施状況の把握、モニ

タ

リングを行うとともに、少なくとも6月に1回以上、指定就労継続支援B型計画の見直し

を

を行い、必要に応じて指定就労継続支援B型計画を変更すること。

(5) 利用申込者の利用に際し、指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、利用

申

込者の心身の状況、事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握する

こ

と。

(6) 利用者の心身の状況、おかれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営む

こ

とができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認め

ら

れる利用者に対し、必要な支援を行うこと。

(7) 他の職員に対する技術指導及び助言を行うこと。

2 事業所における前項以外の職員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

(1) 生活支援員 1名（常勤職員兼務）以上

係

生活支援員は、施設において、利用者の日常生活に関する相談、助言及び保健所等関

機関への連絡業務を行う。

(2) 職業指導員 1名（常勤職員）以上

納

職業指導員は、施設において、利用者の生活訓練、作業指導及び作業の開拓、受注、

品その他関連業務に従事する。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間並びにサービス提供日及びサービス提供時間は次のとおりと

する。

(1) 営業日

月曜日から金曜日までとする。ただし、土曜日、日曜日については、業務の都合により毎

月2日以内の営業を行う場合がある。(国民の祝日、当事業所が指定する、盆休み2日間、12月29日から1月3日までを除く。)ただし、土曜日、日曜日に営業を行う場合には、事前に勤務カレンダーによって通知を行うものとする。

(2) 営業時間

午前8時半から午後5時半までとする。ただし、土曜日、日曜日に営業を行う場合は、午前8時半から午後1時までの1日4時間程度とする。

(3) サービス提供日

月曜日から金曜日までとする。ただし、土曜日、日曜日については、業務の都合により毎

月2日以内の営業を行う場合がある。(国民の祝日、当事業所が指定する、盆休み2日間、12月29日から1月3日までを除く。)ただし、土曜日、日曜日にサービスを提供する場

合には、事前に勤務カレンダーによって通知を行うものとする。

(4) サービス提供時間 午前9時半から午後3時半までとする。ただし、土曜日、日曜日にサ

ービスを提供する場合は、午前9時から正午までの1日3時間程度とする。

(利用定員)

第6条 事業所の利用定員は次のとおりとする。

指定就労継続支援B型 10名

(主たる対象者)

第7条 事業所においてサービス提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

- (1) 身体障害者[肢体不自由者に限る](18歳未満を除く)
- (2) 知的障害者(18歳未満を除く)
- (3) 精神障害者(18歳未満を除く)

(サービスの内容)

第8条 事業所で行う指定就労継続支援B型の内容は、次のとおりとする。

- (1) 就労継続支援B型計画書の作成
- (2) 食事の提供
- (3) 就労に必要な知識、能力を向上させるために必要な訓練
- (4) 身体等の介護
- (5) 就労の機会及び生産活動(おしぼり、金属内職、野菜出荷準備等)の提供
- (6) 実習先企業等の紹介

- (7) 求職活動支援
- (8) 職場定着支援
- (9) 生活相談
- (10) 健康管理
- (11) 送迎サービス
- (12) 前各号に掲げる便宜に付帯する便宜
 - (2) から (11) に付帯するその他必要な介護、訓練、支援、相談、助言

(支給決定障害者から受領する費用の額等)

第9条 指定就労継続支援B型を提供した際には、利用者から当該指定就労継続支援B型に係る利

用者負担額の支払を受けるものとする。

2 法定代理受領を行わない指定就労継続支援B型を提供した際は、利用者から厚生労働大臣が定

める基準により算定された介護給付費又は訓練等給付費の支払を受けるものとする。この場合、提供した指定就労継続支援等の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス

提供証明書を利用者に対して交付するものとする。

3 前2項のほか、次に定める費用については、利用者から徴収するものとする。

(2) 事業所で行う指定就労継続支援B型

(1) 食事の提供にかかる費用

昼食弁当(外注) 1食につき 420円

(2) 日用品の実費

(3) その他日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるものの実費

(4) 施設の行事等に係る費用(交通費、食事代等)

4 第2項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者に対し、当該サ

ビスの内容及び費用について説明を行い利用者の同意を得るものとする。

5 第1項、第3項の費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収書を、当該費用を支払

つた利用者に対し交付するものとする。

(通常事業の実施地域)

第10条 事業所における通常の事業の実施地域は、次のとおりとする。

岐阜市、本巣市、山口市、瑞穂市、関市、大野町、北方町、揖斐川町

(賃金等の支払)

第11条 事業所は、事業所における指定就労継続支援B型の利用者が生産活動に従事した場合は、

別に定める工賃支払規程に基づき、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な

な

経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払うものとする。

2 前項の場合において、1月当たりの工賃の平均額は、3千円を下回らないものとする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第12条 利用者は、サービスの利用にあたっては、次に規定する内容に留意することとする。

(1) 利用者は、施設、設備、敷地を本来の用途に従って、利用するものとする。

(2) 利用者は、利用者が施設、設備、備品等について、故意または重大な過失にて滅失、破損、

汚損もしくは変更した場合には、自己の費用により原状に復するか、又は相当の代価を支払

うものとする。

(3) 利用者の心身の状況等により特段の配慮が必要な場合は、利用者と事業者との協議により、

施設、設備、備品等の利用方法を決定するものとする。

(4) 利用者は、サービスの実施および安全衛生等の管理上必要があると認められる場合には、事業者および職員が利用者のロッカー等を点検し、必要な措置をとることを認めるものとする。ただし、その場合、事業者は、利用者のプライバシー等の保護について十分な配慮をするものとする。

(5) 利用者は必要で適切な治療を継続し、健康管理を行うものとする。

2 施設事業として、食品の製造、加工などの仕事を行う場合には、利用者は、環境衛生及び食品衛生の保持に努め、安全衛生に関して事業者や職員の指示に従うものとする。

(利用負担額等に係る管理)

第13条 事業者は、利用者の依頼を受けて、利用者が同一の月に指定障害福祉サービス及び指定

施設支援（以下「指定障害福祉サービス等」という。）を受けたときは、利用者が当該同一の月に受けた指定障害福祉サービス等に要した費用（特定費用を除く。）の額から法第29条第3項の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額を算定するものとする。この場合において、利用者負担額等合計が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号。以下「令」という。）第17条第1項に規定する負担上限月額、又は令第43条の6第1項に規定する高額障害福祉サービス費算定基準額を超えるときは、指定障害福祉サービス等の状況を確認の上、利用者負担額等合計額を市町村に報告するとともに、利用者及び指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設に通知するものとする。

(緊急時における対応)

第14条 現に指定就労継続支援B型の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合

その他必要な場合は、速やかに協力医療機関又は利用者の主治医（以下「協力医療機関等」とい

う。）への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

- 2 協力医療機関等への連絡等が困難な場合には、他の医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。
- 3 指定就労移継続援B型の提供により事故が発生したときは、直ちに利用者に係る障害福祉サービス事業者等に連絡するするとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 4 指定就労継続支援B型の提供により賠償すべき事故が発生したときは、速やかに損害を賠償するものとする。

(苦情解決)

- 第15条 事業所は、提供したサービスに関する利用者等及びその家族（以下「利用者等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。
- 2 事業者は、提供したサービスに関し、法第10条1項の規定により市町村が、法第11条第2項の規定により岐阜県知事が、また、法第48条第1項の規定により岐阜県知事又は市町村長が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令、又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者等からの苦情に関して市町村又は岐阜県知事及び市町村長が行う調査に協力するとともに、市町村又は、岐阜県知事及び市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
 - 3 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力するものとする。

(非常災害対策)

- 第16条 事業所は、非常災害時に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関へ通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行なうものとする。

(個人情報保護)

- 第17条 事業所は、その業務上知り得た利用者の個人情報については、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）、その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。
- 2 職員は、その業務上知り得た利用者等の秘密を保持するものとする。
 - 3 職員であった者に、業務上知り得た利用者等の秘密を保持するため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。
 - 4 事業所は他の障害福祉サービス事業者等に対して、利用者等に関する情報を提供する際は、あ

らかじめ文書により利用者等の同意を得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第18条 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止に関する責任者の選定及び設置
- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 苦情解決体制の整備
- (4) 虐待防止を啓発・普及するための従業者に対する研修の実施
- (5) 虐待防止委員会の設置

(身体拘束等の禁止)

第19条 サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため
緊

急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わないものとして、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 事前に利用者及び代理者の同意を得た上で、心身の状況並びに緊急やむを得ない理由と
そ
他の必要な事項を記録する。
- (2) 身体拘束適正化検討委員会の設置と検討結果の周知徹底
- (3) 身体拘束等の適正化のための指針の整備
- (4) 職員への身体拘束等の適正化の研修の実施

(その他運営に関する重要事項)

第20条 事業所は、職員の資質の向上のために研修の機会を次の目安を設けて行うものとし、
又

業務の執行体制についても検証、整備するものとする。

- (1) 採用時研修 採用後6か月以内
 - (2) 継続研修 年1回
- 2 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。
 - 3 事業所は、利用者に対する指定就労継続支援B型の提供に関する諸記録を整備し、当該指定就労継続支援A型等を提供した日から5年間保存するものとする。
 - 4 事業所は、指定就労継続支援B型の利用について市町村または相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力するものとする。
 - 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人英集会と事業所の管理
理
者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成31年2月1日から施行する。

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

この規程は、令和2年11月2日から施行する。

この規程は、令和3年2月1日から施行する。

この規程は、令和3年3月1日から施行する。

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

この規程は、令和3年12月1日から施行する。

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

この規程は、令和4年9月1日から施行する。

この規定は、令和5年4月1日から施行する。